

# 入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 4 月 16 日

福島県教育委員会教育長 大沼 博文

## 1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

令和 6 年度「ふくしまを創る若者のプラットフォーム構築事業」地域ネットワーク  
推進委員業務委託 一式

(2) 委託業務の仕様等

仕様書による。

(3) 委託期間

令和 6 年 5 月 13 日（月）から令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

(4) 履行場所

仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められたものであること。

(4) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

(5) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に該当しない者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2 の(4)、(5)及び(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和 6 年 4 月 24 日（水）午後 5 時 15 分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認

認を受けること。

郵便番号 960-8688 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号  
福島県教育庁高校教育課  
電話 024-521-7772

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和 6 年 4 月 24 日（水）午後 5 時 15 分まで必着とする。

#### 4 契約条項を示す場所等

3 に掲げる場所において、令和 6 年 4 月 16 日（火）から同年 4 月 24 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

#### 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4 に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3 に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、3 に掲げる場所に、令和 6 年 4 月 19 日（金）午後 5 時 15 分までに必着で請求すること。その際、日本工業規格 A 列 4 番の用紙 50 枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

#### 6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和 6 年 5 月 8 日（水） 午後 1 時 30 分
- (2) 場所 福島県庁西庁舎 5 階 教育委員室（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）
- (3) その他 郵便による入札は不可とする。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税含む）の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 8 入札に参加する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 9 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 10 その他

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。